

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二 N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―ニ―イル）―（二―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十三（略）</p> <p>三十四～八十二（略）</p> <p>八十三（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一 N―（二―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―ニ―イル）―（シクロヘキシルメチル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>（新設）</p> <p>三十二 N―（二―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―ニ―イル）―（四―フルオロベンジル）―H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>三十三～八十一（略）</p> <p>八十二 一―（二・三―ジヒドロベンゾフラン―六</p>

八十四 一—(二・三—ジヒドロベンゾフラン—五—

イル) —N—メチルプロパン—二—アミン及びその
塩類

八十五 (略)

八十六—百三 (略)

百四 (略)

百五 二—(ナフタレン—二—イル) —二—(ピペリ

ジン—二—イル) 酢酸メチルエステル及びその塩類

百六 (略)

百七—百二十三 (略)

百二十四 (略)

百二十五 二—フェニル—二—(ピペリジン—二—イ

ル) 酢酸イソプロピルエステル及びその塩類

百二十六 (略)

百二十七—百三十一 (略)

百三十二 (略)

—イル) プロパン—二—アミン及びその塩類
(新設)

八十三 一—(二・二—ジフェニルエチル) ピペリ

ジン及びその塩類

八十四—百一 (略)

百二 一—(二・四・六—トリメトキシフェニル)

プロパン—2—アミン及びその塩類

(新設)

百三 一—(ナフタレン—二—イル) —二—(ピロリ

ジン—一—イル) ペンタン—一—オン及びその塩

類

百四—百二十 (略)

百二十一 二—(ピロリジン—一—イル) —一—(

チオフェン—二—イル) ペンタン—一—オン及び

その塩類

(新設)

百二十二 二—フェニル—二—(ピペリジン—二—

イル) 酢酸エチルエステル及びその塩類

百二十三—百二十七 (略)

百二十八 一—(四—フルオロフェニル) —二—(

ピペリジン—一—イル) ペンタン—一—オン及びそ

の塩類

百三十三 N—(四—フルオロフェニル)—N—「一

—(二—フェネチル)ピペリジン—四—イル」ブタ
ナミド及びその塩類

百三十四 (略)

百三十五〜百四十 (略)

百四十一 (略)

百四十二 二—(三—フルオロフェニル)—三—メチ

ルモルフオリン及びその塩類

百四十三 (略)

百四十四 「一—(四—フルオロベンジル)—一H—

インドール—三—イル」(ナフタレン—一—イル)

メタノン及びその塩類

百四十五 (略)

百四十六〜百八十八 (略)

百八十九 (略)

百九十 三—メチル—二—(四—メチルフェニル)モ

ルフオリン及びその塩類

百九十一 (略)

(新設)

百二十九 一—(二—フルオロフェニル)プロパン
—二—アミン及びその塩類

百三十〜百三十五 (略)

百三十六 一—(四—フルオロフェニル)—N—メ
チルプロパン—二—アミン及びその塩類

(新設)

百三十七 「二—(四—フルオロベンジル)—一H—

—インドール—三—イル」(二・二・三・三—テト

ラメチルシクロプロピル)メタノン及びその塩類

(新設)

百三十八 一—(四—フルオロベンジル)—N—(

ナフタレン—一—イル)—一H—インドール—三—

カルボキサミド及びその塩類

百三十九〜百八十一 (略)

百八十二 四—メチル—五—(四—メチルフェニル

—)—四・五—ジヒドロオキサゾール—二—アミン及

びその塩類

(新設)

百八十三 メチル—三—メチル—二—(一—ペンチ

百九十二～二百二十四

(略)

ル―H―インダゾール―ニ―カルボキサミド)ブ
タノアート及びその塩類

百八十四～二百十六

(略)